

特記仕様書

1. 総則

本特記仕様書は、西原町（以下「発注者」という。）の発注する西原町中央公民館等アスベスト調査業務委託について適用するものである。

2. 業務目的

本業務は、中央公民館等の建築物及び工作物等に使用されている建材について、アスベスト含有の有無を把握することを目的とする。

3. 業務名及び履行場所

業務名：西原町中央公民館等アスベスト調査業務委託

履行場所：沖縄県中頭郡西原町字与那城地内

4. 履行期間

契約の日から令和5年9月8日まで

5. 業務内容

- (1) 中央公民館等の施設に使用されている建材について、試料を採取、アスベスト含有の有無についての定性分析を実施するとともに、この結果を報告書として提出する。
- (2) 受注者は、委託業務契約締結後14日以内（土・日・祝祭日を含む。）に着手届、主任技術者届出および業務計画表を提出すること。
- (3) 受注者は、業務の着手に先立ち、業務区域の現地踏査を行い、現地の状況を十分に把握すること。
- (4) 試料採取の対象となる調査対象建材の数量は中央公民館等の施設を合わせて、152検体以内とすること。
なお、検体数の増減が発生する場合には、発注者と協議するものとし、この場合、契約の変更を行うことがある。
- (5) 試料採取は以下の通り実施すること。
 - ・受注者は、試料採取に先立ち、発注者と日程調整を行う。
 - ・受注者は、調査等のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。
 - ・試料採取にあたっては、採取箇所の湿潤化等の安全対策を図り、採取年月日、施設場所、試料番号、特記事項を記録すること。
 - ・試料採取作業を行う時は、防塵マスク等の保護具を装着すること。

- ・採取箇所は、試料が飛散しないように簡易補修を含む飛散防止対策を行うこと。

(6) 分析方法

- ・定性分析は、JIS A 1481-1 : 2016 に定められた方法に基づき分析を行うこと。
- ・分析の対象となるアスベストは、クリソタイル、クロシドライト、アモサイト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトの6種類とする。

- #### (7) 発注者から貸与された資料等の破損や紛失等の過失が生じた場合は、受注者の責任において、その損害を補償すること。

6. 結果報告

試料の分析終了後、速やかに分析結果について取りまとめた調査結果報告書を提出すること。
成果品は以下のとおりとする。

①報告書（A4版）	2部
②報告書データ（CD-ROM）	1部
③現場作業写真（報告書に添付）	1式
④試験結果証明書	1式

その他の成果品については、発注者と協議して提出すること。

7. 完了

本業務は、成果品の検査合格をもって完了とする。ただし、完了後に受注者の責に帰すべき誤り等が生じた場合は、受注者の負担で速やかに対処するものとする。

8. その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、その都度協議のうえ決定するものとする。
- (2) 作業の必要上生ずる土地使用及び踏荒等については、発注者からの特段の指示が無い限り、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 測量及び調査実施中に事故等を起こした場合の損害賠償については、受注者の負担とする。